

じんけん

～出会い 気づき 発見～

編集・発行 / 川西市人権推進課
〒666-8501 川西市中央町12-1
☎072-740-1150
FAX 072-740-1151

平成27年度
「人権文化をすすめる県民運動」
に伴う

人権標語 コンテスト 優秀賞 受賞作品の紹介

◆小学生低学年の部
陽明小学校2年 東野愛子さん

つたえよう
うれしい気もち
いやな気もち



◆小学生高学年の部
多田小学校6年 加藤未来さん

その言葉
言ってもいいか
見直そう



◆中学生の部
東合中学校1年 藤吉瞭さん

大丈夫?
言える勇気と
差し出す手



◆一般の部
川西小学校区人権啓発推進委員会
中元一二三さん

おもいやり
互いにもてば
差別なし



◆中学生の部
川西中学校3年 友澤可那さん

やめようよ
君が言わなきゃ
誰が言う



第6回 人権フォト写真コンテスト in かわにし

～人権の視点で身近な風景を写してみませんか～ **作品募集中** 【締め切り】9月30日(水)

〈共通テーマ〉「いのち」

〈応募資格〉市内在住、在勤、在学の人

〈賞〉最優秀賞 1点 副賞(ギフト券1万円分)
優秀賞 2点 副賞(ギフト券3千円分)
佳作 3点 副賞(図書券1千円分)
※高校生(18歳)以下はすべて図書券

主催 / 川西市〈問い合わせ〉人権推進課 ☎740-1150
※応募方法などの詳細は、人権推進課HPなどをご覧ください。



昨年の最優秀作品

本人通知制度へぜひ登録を

住民票の写しや戸籍の謄本などの証明書の不正取得の防止や不正請求の抑止をはかるため、平成26年3月から川西市では本人通知制度を導入しました。住民票の写しや戸籍謄本を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人にその交付の事実を通知します。ぜひ、この機会にご登録ください。



【登録できる人】

川西市に住民登録や本籍のある人(過去にあった人も含みます)

【登録窓口】

市役所市民課(各行政センターでも事前登録申出書等を預かりますが、市民課にて審査受理したのちに登録されます)

【登録に必要なもの】

- 窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)
- 法定代理人の場合は、戸籍謄本などのその資格を証明する書類
- 任意代理人の場合は、委任状

※郵送での申し出も可能ですが、事前に市民課へお問い合わせください。

【通知の対象となる証明書】

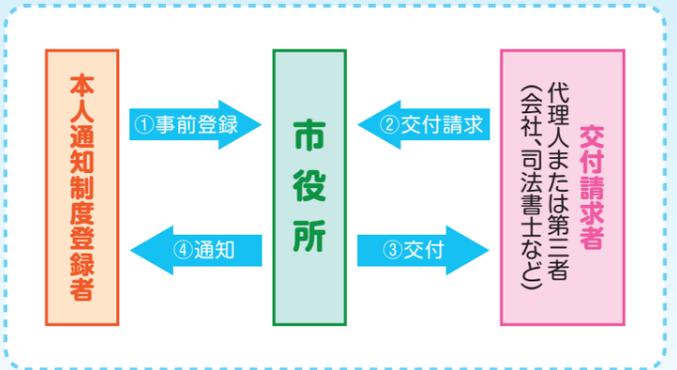
住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の謄本および抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写しなど

【通知される内容】

交付年月日、交付した証明書の種類、交付部数、交付請求者の区分(代理人または第三者)

【問合せ先】

市民課 ☎740-1165



【全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん電話相談」】

☎0570-003-110 (全国共通ナビダイヤル)

相談は無料
秘密厳守

●平成27年9月7日～11日 8:30～19:00 ●9月12日～13日 10:00～17:00

相談者は人権擁護委員・法務局職員が行います。〈問合せ〉神戸地方法務局人権擁護課 ☎078-392-1821



2015折り鶴平和大使

戦後・被爆70年

今年度も公募で選ばれた2名の大使(米田愛実さん・明峰小学校6年、中川裕未さん・大教大附属池田中学校1年)が、8月6日の広島での平和記念式典に川西市民の代表として参列するとともに、多くの市民が平和を祈念して折った折り鶴を原爆の子の像に捧げてきました。

※詳細は、12月の人権問題特集に掲載します。



●●● 川西市総合センター (川西隣保館・川西児童館)

総合センターは、もうすぐ35歳になります。昭和55(1980)年10月に日高町で産声をあげました。差別のない“ふるさとかわにし”を実現するために、豊かな人権文化を築くための交流事業の推進、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の啓発、人権意識の高いところ豊かな子どもたちの育成、貸館事業による人権活動団体・子育て支援団体への支援などを行っています。社会福祉法に基づく「隣保館」と児童福祉法に基づく「児童館」の複合施設になっています。



住所 日高町1-2
電話 758-8398

性のあり方は
多様です!

セクシュアル・マイノリティ

「この世の中には女と男の2つの性しかなく、女に生まれれば異性である男を好きになる、男に生まれれば女を好きになる。」私たちの社会では、こうしたことが当たり前と考えられてきました。

しかし、生まれたときの性別である「体の性」と、自分が自覚している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。さらに、「男だから女が好き」とは限らないし、「女だから男が好き」とは限らないのです。これらの人たちをセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)と言います。

セクマイ相談・学習会

- 毎月第4木曜日 午後1時30分～午後4時
- 性別への違和感や同性愛の悩みなどに真剣に耳を傾け、一緒に考えていきます。
- 当事者でない方も参加できます。
- “孤独”を感じる前にお電話ください。
- 秘密は厳守します。

一人の女性の 手記を紹介します

今の私は「幸せ」だと思います。同性愛者・レズビアンとして生きている自分。つまり、「ありのままの自分」で生きているからです。

以前の私は、クローゼット(隠す)である自分が、とてもしんどかったです。

私が20代の若い頃、同性愛者などのセクシュアル・マイノリティの情報が、今のようにありませんでした。ただひたすら、本屋さんで同性愛者やレズビアンに関する本を探していました。今から15年以上も前の話です。でも、当時はなかなかそのような本は、少なかったんですよ。そんな一生懸命探してきた本を読みながら、レズビアンである自分を確信していきましたね。この時期を、私は「自分さがし」と呼んでいます。

また同じ若い頃、女友だちや仲間と、初恋や恋愛の話になったときに、私は話の輪に入れなかったのです。自分自身が性的指向は同性であるので、異性に置き換えて話したり、そのような話に触れることさえ苦痛を感じました。

クローゼットであり、誰にもありのままに話せないことは、若いときの楽しい時期にさえ、辛く苦しさを覚えてしまうんです。

だからこそ、私より若い当事者の人たちに「一人ではないだよ」「ありのままの自分で生きていいんだよ」ということを、伝えてあげたいんです。



輝くにんげんフェア2015

★ 今年も、11月14日(土)に開催します! ★

人権啓発パネル展示をはじめ、登録グループや当センターの教室などに参加されている皆さんの活動成果を発表する場として、毎年、「輝くにんげんフェア」を開催しています。ゲームコーナーや模擬店などもあります。みなさん、ぜひおこしてください。

人権行政推進プラン(改定版)策定する

～人権文化のまちづくりの推進をめざして～

人権行政推進プラン(改定版)の内容(目次)

1 人権尊重の理念

- (1) 人権・人権尊重の基本的考え方
- (2) 人権文化を築く

2 人権行政推進プランとこれまでの取り組み

- (1) 人権行政推進プランの位置づけ
- (2) プランの策定意義
- (3) 人権行政推進プランに関する背景
 - ア 国連を中心とした人権の取り組み
 - イ 日本における人権の取り組み
 - ウ 川西市における人権の取り組み
- (4) これまでの人権行政推進プランの成果と課題
 - ア 推進体制の確立
 - イ さまざまな人権教育・人権啓発の推進
 - (ア) 学校等での人権教育の展開
 - (イ) 地域社会での人権教育・人権啓発の展開
- (5) 市民の人権意識

3 人権行政推進プランの基本理念

4 具体的な人権課題

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がいのある人
- (5) 同和問題
- (6) 外国人
- (7) インターネットなどの高度情報化に伴う人権侵害
- (8) さまざまな人権課題



5 「人権文化のまちづくり」の推進

- (1) 人権尊重を基盤とした施策・業務の遂行
- (2) 人権行政の推進体制について
- (3) 人権教育・人権啓発の推進
 - ア 基本的な考え方
 - イ 学校、幼稚園、保育所での人権教育
 - (ア) 4つの視点からの推進
 - (イ) 人権尊重を基盤とした学校等運営の推進
 - (ウ) 人権感覚に満ち、スキルの高い教職員、保育所職員の育成
 - (エ) 地域社会と家庭との連携
- ウ 地域社会における人権教育・人権啓発
 - エ 市民との協働
 - オ 市職員・教職員に対する人権教育
- (4) 人権相談(擁護)
- (5) 人権コミュニティセンターとしての総合センター

川西市では、平成25年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、翌26年度には、この意識調査の結果をもとに、人権施策審議会や市民のみなさまの意見も参考にしながら「川西市人権行政推進プラン」の見直しを図ってまいりました。

そして、平成27年4月に「推進プラン(改定版)」を策定し、それに基づき新たな人権行政をスタートさせました。

※一部抜粋

ウ 地域社会における人権教育・人権啓発

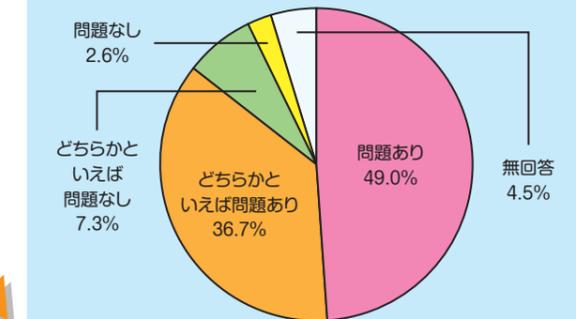
本市では、地域住民が主体となって地域の実態に即した人権教育・人権啓発をすすめていくことを目的に、昭和62(1987)年に、市内各小学校区に「小学校区人権啓発推進委員会」を立ち上げました。また、校区コミュニティも昭和55(1980)年から設立され、現在では、コミュニティ組織の中に「人権部」等が設けられる地域もあります。

言うまでもなく、人権文化を育む住みよいまちづくりは、まずは自分の住んでいる身近な地域社会から推進していくことが大切です。そこで、さまざまな人々が居住している地域において、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない地域社会をつくりあげていくためにも、地域における人権教育・人権啓発活動は重要課題であり、まさしく「地域の人権文化」を高めていくために、これからも上記組織の充実を図りながら、推進します。

(ア) 小学校区やコミュニティ毎に実施される人権教育・人権啓発活動について支援します。

(イ) 市内各地域にある学校教育機関、社会教育機関、企業、各種団体・機関も含めた人権教育・人権啓発の取り組みや交流を促進します。

地域住民が障がい者の通所施設やグループホームなどの開設に反対すること



【人権問題に関する市民意識調査(H25年)】

※上記のアンケート結果では、「問題あり」と「どちらかといえば問題あり」をあわせれば、85.7%となりますが、本市においても、自分の身近なところの問題となると反対の意見が強くなるなどの課題が生じています。地域における人権啓発はとても重要です。

※プランは、人権推進課のホームページに掲載しています。